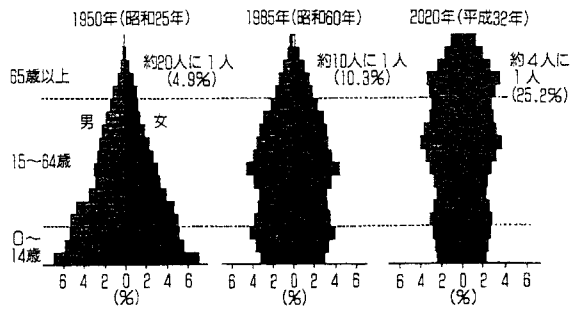
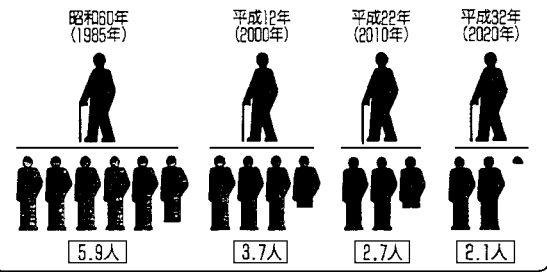


人口ピラミッドでみる高齢化の進展



65歳以上の人を支える20歳から64歳の労働人口の変化



介護の充実と制度の

長期的安定のために

*** 老人保健制度が改正 ***

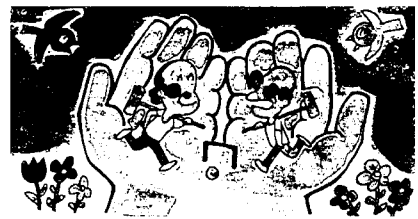
我が国は、今や平均寿命八十年という世界最長寿命国になり、二十世紀には国民の約四人に一人がお年寄りという超高齢化社会が訪れます。

しかしその一方では、老人人口の増大に伴い、寝たきりや痴呆等、介護を必要とするお年寄りも増大することが見込まれています。

すべての人々が健康で生きがいを持ち、安心して生涯を過ごせるような社会とするために、老人保健制度があります。

そこで、老人保健法（七〇歳以上のお年寄りに対する医療などを定めた法律）が改正（平成四年一月）されます。

今回の改正は、介護体制の充実と老人保健制度の長期的安定を指して行われたもので、概要は次のとおりです。



	平成4年1月～平成5年3月まで	平成5年4月～平成7年3月まで
外 来	1月 900円	1月 1,000円
入 院	1日 600円	1日 700円

▼一部負担金が変わります

外来のお医者さんの治療を受けたとき、月のはじめの診療の際に、窓口で支払う一部負担金が九〇〇円、入院の場合は、一日につき六〇〇円を退院するまで支払うことになりました。

なお、老齢福祉年金を受けている人で、住民税非課税世帯に属する方は、一日三〇〇円で二カ月を限度として支払います。

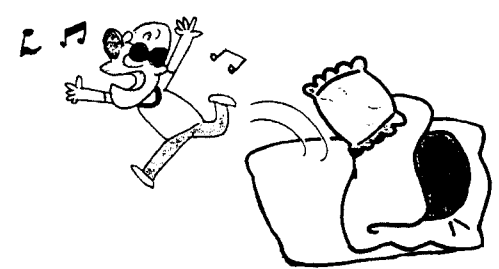
▼老人訪問看護制度が創設

家庭で寝たきりなどの状態にあるお年寄りに対して、新たに設置される老人訪問看護ステーションから看護婦などが訪問し、訪問看護サービスを行う制度で「できるかぎり、住み慣れた我が家、我が街で、自分にふさわしい生活を続けていきたい」というお年寄りの願いに応え、在宅の老人に対する総合的なケアの体制を整備するのです。（平成四年四月から）

寝たきりゼロへの10カ条

これまで「年をとれば寝たきりになる」「脳卒中にかかれば寝たきりは避けられない」という考えが根深くありました。しかし、寝たきりのかんりの部分は、適切な訓練と介護によって十分予防できます。

- 第1条 脳卒中と骨折予防
- 第2条 寝たきりゼロへの 第一歩
寝たきりからは
寝かせきりから作られる
過度の安静 逆効果
- 第3条 リハビリは 早期開始が
効果的 始めよう
- 第4条 ベッドの上から訓練を
くらしの中でのリハビリは
食事と排泄 着替えから
- 第5条 朝おきて 先ずは着替えて
身だしなみ 寝・食分けて
生活にメリとハリ
- 第6条 「手は出しすぎず
目は離さず」が介護の基本
自立の気持ちを大切に
- 第7条 ベッドから
移ろう移そう車椅子
行動広げる 機器の活用
- 第8条 手すりつけ
段差をなくし住みやすく
アイデア生かした
- 第9条 住まいの改善
家庭でも社会でも
よろこび見つけ
みんなで防ごう
閉じこもり
- 第10条 進んで利用
機能訓練 デイサービス
寝たきりなくす
人の和 地域の輪



▼老人保健施設の入所対象者が拡大

家庭での介護が困難な初老期痴呆（アルツハイマー病等）の患者の方も、六十五歳未満の人でも老人保健施設の利用ができるようになります。（平成四年一月から）

▼現役世代の負担が軽減

老人保健施設や介護体制の整った老人病院の入院費などについて国や地方公共団体の負担割合が拡大されることや一部負担金の改定、被用者保険への助成措置の拡充により制度を支える現役世代の負担が軽減されます。